

保育士就職準備金のみ 貸付制度のご案内



令和7年度から就職準備金のための貸付が可能になりました

【20万円以内】

制 度 概 要	保育士修学資金の貸付を受けていない指定保育士養成施設に在籍する最終学年の方に対し、就職準備に必要な諸活動費用（就職に必要な費用、インターンや保育士等就職説明会へ参加するための宿泊・交通費等）を支援することで保育所等への就職をサポートします。
貸 付 対 象	① 岐阜県内外問わず保育士修学資金貸付を受けていないこと ② 指定保育士養成施設に在籍し、最終学年に進級される方 ③ 学業が優秀な方 ④ 家庭の経済状況などから真に本貸付が必要な方 ⑤ 養成施設卒業後に、岐阜県内の指定施設において5年間保育士業務に従事しようとする意思を有する方
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岐阜県内の指定施設（保育所、認定こども園、一定の要件を満たす幼稚園など）において、5年間（過疎地域又は中山間地域等で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）継続して保育士業務に従事した場合。 ※すべての要件を満たした場合、貸付金の全額が返還免除されます。
申 請 方 法	養成施設を経由して、岐阜県社会福祉協議会に申請してください。
問 合 せ 先	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL:058-201-1564 HP: http://www.winc.co.jp